

公式認定最重要史料の「釣魚臺」、尖閣ではなかった

はじめに

- 1 『日本一鑑』は台湾島の北方を誤認
 - 2 台湾島東南部の「釣魚臺」の系列
 - 3 清の地誌が強調した島嶼の順次
- 終りに 忘れられた定説と公式見解



いしんのぞむ
(長崎純心大学准教授)

はじめに

尖閣についてチャイナの最も基本的主張は、尖閣諸島が歴史上で台湾群島の内だったとする。その根本史料は明と清に各1件、計2件しかない。明では西暦1556年、カントン人鄭舜功が琉球に東渡し、航路中で

「釣魚嶼は小東の小嶼なり」

との句を留めたことが、鄭舜功自身の著『日本一鑑』に見える。小東は「やや東方」の義で、チャイナから見て東の台湾島近隣海域を指す。

清では西暦1722年、台湾島に派遣された高官黄叔璥の『臺海使槎録』に、

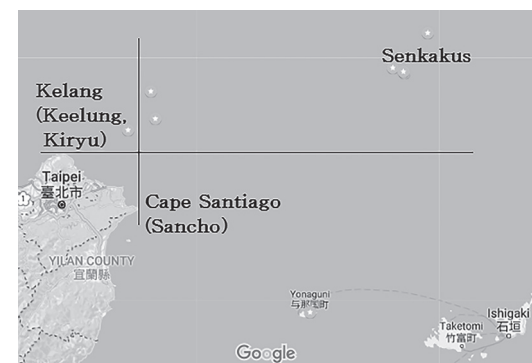
「山後は大洋なり、北に山有り、釣魚臺と名づけらる、大船十餘を泊すべし。崇爻の薛坡蘭は、杉板を進むべし。」

との句がある。山後とは台湾島東部を指す。臺は近年「台」で代用されるが、もともと台と臺とは別字である。後に多くの地誌がこの句を引載した。

法的に判定するだけならば、答えは明確である。清の臺灣府の歴代官製地誌は均しく鶏籠（ケラン、キールン、今の基隆）を北の境界線とし、三貂を東の境界線とするが、尖閣は鶏籠よりも北で、三貂よりも東なので、

明らかに清の境界線外に位置する（figure 1）。1973年、奥原敏雄教授は早くもこの境界線に論及した¹。そして境界線を明示した公式地誌の代表として、平成29年5月12日、内閣官房領土室の委託調査報告書に『大清一統志』が採用され²、大手メディアに報じられた³。この境界線はすでに尖閣史の基本中の基本に過ぎないが、チャイナ側はひたすら無視を決め込む。日本はこの境界線だけで慢心しては、チャイナの虚構する歴史に勝ち切れない。

figure 1



1 『日本一鑑』は台湾島の北方を誤認

官製地誌にかく明文があるなら、『日本一鑑』及び『臺海使槎録』をいかに解すべきか。『日本一鑑』については近年すでに解明された。該書は台湾島北方の小島を釣魚嶼と誤認したに過ぎず、尖閣ではなかったのである。尾崎重義氏と筆者との協力で判明した⁴。ここで分かりやすく敷衍しておきたい。

鄭舜功『日本一鑑』内「萬里長歌」は、福建から那覇を通して日本本土へ進む航路を記述した長詩である。「釣魚嶼は小東の小嶼なり」の語は、

- 1 奥原敏雄「尖閣列島問題と井上清論文」、『朝日アジアレビュー』4(1)、88-92頁、1973年3月。
- 2 平成28年度、内閣官房委託調査、「尖閣諸島に関する資料調査報告書」、平成29年3月、株式会社ストリーム・グラフ <https://www.cas.go.jp/ryodo/>
- 3 『自由時報』、平成29年5月13日「日政府公開琉球王族紀録 稱足佐證釣魚台主權」。記事中で1744年の『大清一統志』にも論及。
- 4 尾崎重義「尖閣諸島の法的地位－日本領土への編入経緯とその法的権原について(中)」、『島嶼研究ジャーナル』4(1)、6-27頁、平成26年11月。いしんのぞむ「チャイナ尖閣特設サイトに反駁する」、『島嶼研究ジャーナル』4(1)、68-85頁、平成27年11月。

上聯と下聯とに分かれた詩の小字注の部分に含まれる。原文は以下の通り。

(上聯) 或自梅花東山麓、鷄籠上開釣魚目。

(原註) 取小東島の鷄籠山。…(中略)…約至十更、取釣魚嶼。……釣魚嶼、小東小嶼也。…(中略)…約至四更、取黃麻嶼。

(下聯) 黃麻・赤坎・古米嶺、馬齒・琉球邇迤先。

(原註) 黃麻・赤坎・古米・馬齒・琉球、邇迤皆海山也。盡黃麻嶼、…(中略)…約至十更、取赤坎嶼。…(中略)…約十五更、取古米山⁵。

和訓すれば次の通り。

(上聯) 或は梅花の東の山麓より、鷄籠の上に釣魚の目を開く。

(原註) 小東島の鷄籠山を取る。…(中略)…約して十更に至って釣魚嶼を取る。…(中略)…釣魚嶼は小東の小嶼なり。…(中略)…約すれば四更に至り、黃麻嶼を取る。

(下聯) 黃麻・赤坎・古米の嶺き、馬齒・琉球、邇迤として先んず。

(原註) 黃麻・赤坎・古米・馬齒・琉球、邇迤として皆な海山なり。黃麻嶼尽きれば、…(中略)…約して十更に至って、赤坎嶼を取る。…(中略)…約して十五更にして、古米山を取る。

「更」の距離は約30キロメートルだが、精確ではない。「邇迤^{りい}」は連なるさま。上聯は福建の梅花鎮の東の島から出航し、鷄籠(基隆)で釣魚嶼を瞭望できると書いてある。下聯は、黃麻嶼・赤坎嶼・久米島の山頂から、馬齒(慶良間)・琉球までの列島に先に到達する、と書いてある。先に琉球に到達して、次は日本本土となる。地勢的に上聯が前半域、下聯が後半域である。

ここでもかに釣魚嶼が尖閣諸島の魚釣島だとすると、次の黃麻嶼が久場島となる。現代計測で魚釣島と久場島との間はわずか27キロメートルなので、詩の上下聯の間の分けどころとして適切でない。かりに釣魚

嶼が台湾島北方の小島だとすると、順番として下聯の最初の黃麻嶼が尖閣魚釣島となる。台湾島北方の諸離島から魚釣島までは約130キロを隔てるので、詩の上下聯の境目として適切である。しかも基隆から釣魚嶼を望見できるとする上聯の詩句にも合致する。

そして上聯の注に、「釣魚嶼は小東の小島なり」の一語が含まれる。小東は近東である。釣魚嶼は台湾島を中心とする近東海域の島となり、適切な自注となる。下聯の自注は、黃麻・赤坎・久場島・慶良間・琉球は列島であると述べる。尖閣魚釣島から琉球までひとまとまりの記述として適切である。

したがって『日本一鑑』の釣魚嶼は尖閣ではなく、台湾島北方の小島となる。上聯が福建から台湾島近傍まで、下聯が尖閣最西端の魚釣島から琉球本島まで。これは逆に尖閣が琉球諸島の内に含まれ、台湾島近傍に含まれなかったことを示すのである。

尖閣史料の最古は西暦1534年の陳侃『使琉球録』だが、陳侃の記述では台湾島北方から尖閣までただ島々を直線にならべて、どこが境目なのか明瞭ではない。しかも琉球人が水先案内をした記録であるから、チャイナが尖閣を自力で認識できたわけではない。

陳侃の次に古い尖閣情報がこの『日本一鑑』である。台湾島近傍と尖閣諸島との境目を記述した史料としてはこれが最古となる。そしてこれ以後、釣魚嶼・釣魚臺を台湾島の北方として記述する史料が次々に出現し、系列を成すと言って良い。そのまま明治に日本が尖閣を編入するに至る。明から清までの間、チャイナで尖閣の位置を特定できたことは一度も無かったのである。釣魚嶼・釣魚臺・釣魚島、ともに明治の日本人が島名と位置とを確定した⁶。我々は堂々と釣魚嶼・釣魚臺・釣魚島の名を使用すべきである。

私自身は見通しが甘く、『日本一鑑』の釣魚嶼が尖閣であるか否か、初めの内さほど疑問を持たなかった。尾崎氏と電話などで情報交換する中で、小東の小嶼は尖閣なのかとの疑問を尾崎氏から呈せられても、「古典の地名は確定しにくいので」と言葉を濁すだけであった。しかし清の

6 石垣市「尖閣諸島開拓の日」式典記念講演、石井望「悠久の尖閣史、最新の研究を語る」、平成29年1月14日、石垣市民会館中ホール。講演録：『八重山日報』平成30年1月8-11日、全4回、各第4面。

5 木村晟等編『日本一鑑の総合的研究』、平成8年校伽林影印、486-487頁。

時代に台湾島の北方離島を釣魚嶼・釣魚臺と誤認した多くの史料に出逢って、俄かに尾崎氏の指摘に想到し、そもそも最古の小東の小嶼からして尖閣ではなく、それ以後の史料でも誤認したまま近代まで至ったのだと悟った⁷。

ついでながら、『日本一鑑』で尖閣琉球が「先」に出現し、日本本土に後で到達する、とする定義づけも、琉球をチャイナ側でなく日本側に置く意識にもとづく。琉球をチャイナ的な領域の「末」とする意識、つまり最近流行の「華夷秩序」なるものはそこに見られない。

さりとて台湾島近傍を「小東」とするもの、チャイナに含める意識ではない。小東は別名「小東洋」であり、「大東洋」にくらべて近い意識だが、そもそも「洋」とは海外を指し、東洋も西洋もチャイナの外である。チャイナは「中」である。

明の時代には台湾島がチャイナの外だったため、小東・小東洋とされた。清が台湾島西岸を侵奪すると、台湾島は東洋ではなくなり、台湾島の東側からが東洋となった。例として1717年、周鍾瑄『諸羅縣志』の「卷十二・外紀」に、西岸から中央山脈に登ると、頂上で「東洋および山後の諸社、一望にして盡くすべし」と書いてある⁸。

西暦1700年前後に成った航路簿『按針似看山譜』でも、「東洋山を見れば即ち是れ釣魚臺なり」と書いてある⁹。台湾島を過ぎて最初の東洋の島が釣魚臺だとの意味になる。チャイナの外なのである。

2 タイワン島東南部の「釣魚臺」の系列

以上に述べた台湾島の北側の釣魚嶼・釣魚臺は本稿の主題ではないが、念のため説明した。本稿で主題とするのは上述の黄叔瓚の『臺海使槎録』である。『臺海使槎録』の釣魚臺は尖閣ではなく、台湾島の東南部沿岸小島であり、それを中華民国政府公式見解として昭和45(1970)年に早くも記載が存在した。平成29年11月17日から18日にかけて、筆者の新研究として各メディアで報じられた(後述)。

7 いしみのぞむ「清國の釣魚臺は尖閣ではなかった!!」(上、中、下)、『八重山日報』平成26年5月30日、31日、6月3日、各第5面。

8 鈴木謙『臺灣全誌』、大正11年、臺灣經世新報社、活字印本、第2冊周鍾瑄『諸羅縣志』、1007頁

9 いしみのぞむ「琉球尖閣近著雑録」、『純心人文研究』21、平成27年、188-189頁。

『臺海使槎録』およびその系列史料は、近代的な位置および距離等の記載が無い、釣魚臺を現代のどの島かに100パーセント定めることはできないが、ほぼ解明はできる。そもそも該系列以外の釣魚嶼・釣魚臺全史料はみな尖閣航路上の彭佳嶼、黄尾嶼、赤尾嶼等とともに記述される(figure 2)。ところが『臺海使槎録』系列の釣魚臺だけは孤出であり、文中で彭佳嶼、黄尾嶼、赤尾嶼等が出現せず、航路の記述も無い。これは尖閣釣魚臺の史料とは截然と異なる。尖閣に非ずと疑問を抱かねばならない。

figure 2



また1534年以後の史料では、尖閣航路中「チャイナ冊封船に停泊地なし」と記述する。1534年高澄『操舟記』、1683年琉球王尚貞奏疏、1684年汪楫『中山沿革志』、1757年周煌『琉球國志略』、1808年齊鯤、費錫章『續琉球國志略』等である。これらは『臺海使槎録』で大船十隻が停泊できるとする記述と完全に衝突する¹⁰。

黄叔瓚『臺海使槎録』「卷二・赤嵌筆談・武備」の該段落の全文は以下の通り。

近海港口哨船可出入者、只鹿耳門・南路打狗港・北路蚊港・笨港・澹水港・小雞籠・八尺門。

其餘如鳳山、大港・西溪・蟻港・蟻港・東港・茄藤港・放索港・大崑麓・社寮港・後灣仔。

諸羅、馬沙溝・歐汪港・布袋澳・茅港尾・鐵線橋・鹽水港・井水港・八掌溪・猴樹港・虎尾溪港・海豐港・二林港・三林港・鹿仔港・水裏港・牛罵・大甲・貓于・吞霄・房裏・後壠・中港・竹塹・南嵌・

10 石井望「此釣魚台非彼釣魚台——駁《中時》馬總統投書」平成27年8月13日、天下雜誌社「天下雜誌・獨立評論」 <https://opinion.cw.com.tw/>